

ドライブレコーダーの記録画像提供に関する協定書

真田運輸株式会社（以下「甲」という。）と旭川方面留萌警察署（以下「乙」という。）は、個人情報の適正な管理やプライバシーの保護などの社会情勢の変化にともない、甲が所有するドライブレコーダー情報や乙への通報について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、犯罪や交通事故（以下「犯罪等」という。）の抑止及び発生した際の早期解決に向けて相互に協力することにより、犯罪や事故のない安全で安心して暮らせる北海道の実現に貢献することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の協力をを行うものとする。

- (1) 甲は、日常業務を通じて地域の安全を見守り、犯罪等の発生又はその前兆に関する情報を知り得た場合は、乙に対して通報又は連絡を行う。
- (2) 甲は、日常業務を通じ、犯罪等の被害者を発見した場合は、当該被害者を保護し、乙に対して通報を行う。
- (3) 甲は、犯罪等又はその前兆に関する事象が発生し、乙から依頼があった場合には、目撃情報及びドライブレコーダー情報を提供することができる。
- (4) 乙は、前号の情報提供が効果的に行われるよう、甲に対し、犯罪等の積極的な情報提供に努めるものとする。

2 ドライブレコーダー情報の提供は、別紙1 運用要領に基づくものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、この協定の運用に際して知り得た個人の情報を目的外に使用しないこととし、また、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合には、その都度、甲と乙が協議するものとする。

（連絡体制）

第5条 本協定の協議に際しては、別紙2のとおり連絡責任者を指定しておくものとする。

附則

- 1 この協定は、合意の日から効力を生じる。
- 2 この協定の有効期間は、一方が終了を通知しない限り効力を有する。

以上を合意した証として、本書を2通作成し、甲及び乙の代表者が署名のうえ、各1通を所持する。

令和元年5月27日

甲 真田運輸株式会社代表取締役社長

住吉 免


乙 旭川方面留萌警察署長

菊地 裕三
